

(一財) 都市農山漁村交流活性化機構<通称: まちむら交流きこう> (以下、まちむら交流きこうとする)
登録農林漁業体験民宿又は体験指導者、子ども農山漁村交流プロジェクト受入地域協議会
(会員である民泊等* / 体験指導者) の皆様へ

グリーン・ツーリズム総合補償制度のご案内

グリーン・ツーリズム総合補償制度の宿舎賠償責任保険、グリーン・ツーリズム参加者傷害保険、体験指導者賠償責任保険は旅館賠償責任保険、施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険、国内旅行傷害保険のペットネームです。保険金請求につきましては保険約款に従い保険金をお支払いいたします。

グリーン・ツーリズムに関わる皆様に「安心」をご提供します

補償制度の概要・特徴

○グリーン・ツーリズムに関わる

必要な補償を選択してください

登録体験民宿、受入地域協議会の会員である民泊等*、参加者、体験指導者
それぞれのリスクを補償します。

A 宿舎賠償責任保険

登録体験民宿、受入地域協議会(民泊)の運営に
係わる様々なリスクをカバー!
(施設事故、生産物事故、受託物事故
(登録体験民宿のみ)、災害時見舞金等)



B グリーン・ツーリズム参加者傷害保険

参加者の滞在中のケガや他人への
法律上の賠償責任をカバー!



C 体験指導者賠償責任保険

体験活動中や地域案内中のミス等に
よって体験指導者が被る賠償責任を
カバー!



○この制度は、グリーン・ツーリズム制度に基づいた独自の制度設計を行っている事に加え、団体
契約方式・包括契約方式を採用していますので、簡単な手続きにてご加入いただけます。

*住宅の全部または一部を活用して旅行者等に宿泊サービスを提供することを指すいわゆる民泊につき、民泊等と記載することと致します。(以下、民泊とする)

加入締切日と補償期間

(1) 宿舎賠償責任保険、体験指導者賠償責任保険

	加入締切日	保険期間(補償期間)
新規加入	2020年12月17日(木)	2021年1月1日午後4時~2022年1月1日午後4時
中途加入	加入月の前月20日まで	翌月1日前0時~2022年1月1日午後4時

※加入締切日を過ぎた場合、補償開始日は翌々月1日前0時です。

(2) グリーン・ツーリズム参加者傷害保険

	加入締切日	特約期間
新規加入	2020年12月17日(木)	2021年1月1日前0時~2021年12月31日午後12時
中途加入	加入月の前月20日まで	翌月1日前0時~2021年12月31日午後12時

※加入締切日を過ぎた場合、補償開始日は翌々月1日前0時です。

総合補償制度お問い合わせ先

取扱代理店: 株式会社カワシマ (担当: 川島・北嶋)

TEL 03-6206-9566 FAX 03-6206-4873

引受保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社 担当課: 公務第一部 公務第二課

TEL 03-3515-4124 FAX 03-3515-4125

※取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして取扱代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

登録に関するお問い合わせ先・加入依頼書の郵送先

一般財団法人 都市農山漁村交流活性化機構《まちむら交流きこう》保険担当

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町45 神田金子ビル5F

TEL 03-4335-1983 FAX 03-5256-5211

グリーン・ツーリズム総合補償制度加入フローチャート

登録体験民宿、受入地域協議会（民泊）の皆様

体験指導者
(インストラクター)
等の皆様

登録体験民宿である。

受入地域協議会(民泊)である。

Yes

Yes

〈総床面積方式〉

A 宿舎賠償責任保険

+

被災者見舞金補償プラン
(選択付帯)

Yes

B 宿舎賠償責任保険

+

被災者見舞金補償プラン
(自動付帯)

C

体験指導者
賠償責任保険

グリーン・ツーリズム参加者（宿泊者）全員に、体験期間中の傷害保険の手当を行う。

Yes

B

グリーン・ツーリズム
参加者傷害保険(包括契約)

<被災者見舞金補償プラン>

・被災者見舞金補償プランとはレジャー・サービス施設費用保険（P5）のことです。

<総床面積方式> 登録体験民宿に適用

・保険料の計算方法：施設の総床面積より算定します。
・「被災者見舞金補償プラン」はオプションで加入できます。

<受入人数方式> 受入地域協議会（民泊）に適用

・保険料の計算方法：受入予定人数×250円
・「被災者見舞金補償プラン」は基本付帯されます。

お申し込みは、ⒶⒷⒸ用加入依頼書（兼Ⓐ用見積依頼書）に必要事項をご記入いただきお申し込みください。

(1) Ⓐ登録体験民宿の場合の宿舎賠償責任保険の保険料お見積り

→ ⒶⒷⒸ用加入依頼書（兼Ⓐ用見積依頼書） をまちむら交流きこうにFAXしてください。FAX 03-5256-5211
折り返しお見積り書をお送りいたします。

(2) Ⓐ宿舎賠償責任保険、Ⓑグリーン・ツーリズム参加者傷害保険（包括契約）、Ⓒ体験指導者賠償責任保険のお申込み

→ ⒶⒷⒸ用加入依頼書（兼Ⓐ用見積依頼書） にご捺印のうえ、
まちむら交流きこう保険担当までご郵送ください。

加入依頼書ご郵送先 〒101-0042

千代田区神田東松下町45 神田金子ビル5F
まちむら交流きこう保険担当

グリーン・ツーリズム総合補償制度ご加入の手続

※機構…まちむら交流きこう

Ⓐ 宿舍賠償責任保険

1. 用紙①表の加入者情報欄に必要事項を記入する。
 2. 裏Ⓐ欄の保険料算定方式（登録体験民宿〈総床面積方式〉または受入地域協議会（民泊）〈受入人数方式〉）を選択し、登録体験民宿〈総床面積方式〉の場合、必要事項を記入のうえ、FAXにて見積り依頼
 3. 回答された保険料と必要事項をⒶ欄に記入し、
〔加入する〕に○印。

◎ グリーン・ツーリズム
参加者傷害保険

1. 用紙①表の加入者情報欄に必要事項を記入する。
 2. 用紙①裏⑧欄に、旅行日数1泊2日まで、3泊4日まで、6泊7日まで、13泊14日まで、14泊15日～1ヶ月までの体験活動の年間見込参加者数を記入し、年間の暫定保険料を計算する。

 体验指導者賠償責任保險

1. 用紙①表の加入者情報欄に必要事項を記入する。
 2. 用紙①裏④欄に、加入する体験指導者の氏名、認定番号、性別、生年月日を記入し、保険料を計算する。

3. 回答された保険料と必要事項
をⒶ欄に記入し、
〔加入する〕に○印。

3. 保険料を⑧欄に記入し、
加入するに○印。

3. 保険料と人数を○欄に記入し、
（加入する）に○印。

4. 加入者情報欄に捺印し、告知欄に回答する

用紙①表の「保険料確認欄・ⒶⒷⒸ合計額」に記入の上、その金額を指定口座へ振り込み（振込手数料は加入者負担となります。）、振込日を記入する。その後、加入依頼書（用紙①別紙を含む）を2020年12月17日（木）（中途加入は加入月の前月20日）までに「まちむら交流きこう」へ郵送する。

みずほ銀行東京営業部 會2439126 名義：(一財)都市農山漁村交流活性化機構
郵便振替 00110-5-0042009 加入者名：まちむら交流きこう

【毎月のご対応】

⑧グリーン・ツーリズム参加者傷害保険の加入者は、補償開始後、用紙②にて毎月の参加者を翌月15日までに機構宛にFAXする。参加者が〇人の場合も通知する。

※『特約期間終了後の2021年12月分の通知をもって確定した年間保険料』と『特約期間のはじめに頂いた暫定保険料』の差額を精算する。
※用紙はコピーにて対応願います。詳細はP.7を参照ください。

※加入者票がお手元に届くまで、加入依頼書のコピーや保険料振込票の控えを保管ください。ご加入後、2か月経過しても加入者票が届かない場合は、まちむら交流きこう、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。加入者票が届きましたら、ご加入内容が正しいか確認くださいますようお願いいたします。

●用紙①表「ⒶⒷⒸ用加入依頼書」●

●用紙①裏●

●用紙②「B用参加者通知書」●

Ⓐ宿舎賠償責任保険

(登録体験民宿向け：旅館賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険)
(受入地域協議会(民泊)向け：施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険)

加入対象者（被保険者：補償を受けることができる方）

まちむら交流きこうの登録農林漁業体験民宿または、

子ども農山漁村交流プロジェクト受入地域協議会またはその会員である民泊等運営者

保険の内容

日本国内において民宿・民泊（事前に登録されていたものに限る）の施設の維持・管理の不備や構造上の問題、または施設の用法に伴う仕事の遂行に起因する他人の身体障害・財物損壊事故や民宿・民泊施設内において販売もしくは提供した飲食物や販売した土産物等での食中毒事故、（また、登録体験民宿向けの場合のみ宿泊者からの預かり物の損壊・紛失・盗難・詐取事故）等の保険の対象事故が保険（補償）期間中に発生した場合、被保険者が第三者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

●旅館賠償責任保険● (登録体験民宿向け)

[保険金お支払い想定事例]

- 施設の管理不備が原因で火災により宿泊者が死傷した
- 宿泊客から預かったバッグが盗難にあった

保険金をお支払いする損害

以下のような事由に起因する法律上の賠償責任による損害
<施設事故>

民宿施設の所有・使用・管理上の過失または業務遂行上の過失による他人の身体障害・財物損壊

<生産物事故>

民宿で販売・提供した飲食物または土産物等の商品の欠陥が原因で生じた他人の身体障害・財物損壊

<受託物事故：正当な権利者に対する賠償責任>

業務遂行に関し宿泊客から預かり管理する等の所定の受託物の損壊、紛失、盗取、詐取

●施設賠償責任保険+生産物賠償責任保険● (受入地域協議会(民泊)向け)

[保険金お支払い想定事例]

- 従業員が配膳中に皿を落とし宿泊者の衣服を汚した
- 提供した食事や販売した飲食物が原因の食中毒が出てしまった

保険金をお支払いする損害

以下のような事由に起因する法律上の賠償責任による損害
<施設事故>

民泊施設の所有・使用・管理上の過失または業務遂行上の過失による他人の身体障害・財物損壊

<生産物事故>

民泊で販売・提供した飲食物または土産物等の商品の欠陥が原因で生じた他人の身体障害・財物損壊

○お支払いする保険金の種類およびお支払い方法 (旅館賠償責任保険、施設賠償責任保険+生産物賠償責任保険共通)

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。

- ①法律上の損害賠償金…法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者(受託物事故については、受託物の正当な権利者(所有者等))に対して支払責任を負う損害賠償金
- ②争訟費用……………損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が支出した弁護士費用、訴訟費用等
- ③緊急措置費用……………被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
- ④損害防止軽減費用………被保険者が他人から損害賠償を受けができる権利の保全・行使手続きまたはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために支出した必要・有益な費用
- ⑤協力費用……………引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たるため被保険者に協力を求めた場合において、被保険者が引受保険会社に協力するために支出した費用

(注1) 上記①②④については、支出前に引受保険会社の同意が必要となりますのでご注意ください。

保険金のお支払い方法は次のとおりです

- ・上記①の法律上の損害賠償金については、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。（※旅館賠償責任保険で対象の受託物の損害賠償金については、支払限度額の範囲内であっても、その受託物の時価額が限度となります。）
- ・上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります（支払限度額は適用されません。）。ただし、上記②の争訟費用については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の①の損害賠償金に対する割合によって削減して保険金をお支払いします。

○保険金をお支払いできない主な場合 (旅館賠償責任保険、施設賠償責任保険+生産物賠償責任保険共通)

<賠償責任共通>

○保険契約者・被保険者の故意

○戦争、変乱、暴動、騒ぎょう、労働争議

○地震、噴火、洪水、津波または高潮

○核燃料物質・核原料物質・放射性元素・放射性同位元素等による有害な特性またはその作用（放射能汚染、放射線障害を含みます。）（ただし、医学・産業用の放射性同位元素の使用・貯蔵・運搬による損害であり、法令違反がなかった場合は、お支払いの対象となります。）

○排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任

○（旅館賠償責任保険では除きます）汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出・放出（ただし、突發的な事故を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、引受保険会社に通知されたものは、お支払いの対象となります。）または廃棄物の不法投棄・不適正な処理

○（旅館賠償責任保険では除きます）石綿（アスベスト）、石綿の代替物質（それらを含む製品を含みます。）の発がん性その他の有害な特性 等

<施設事故>

○民宿・民泊施設の修理・取り壊し等の工事による損害

○航空機、自動車、原動機付自転車または施設外にある船・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除く）・動物の所有、使用、管理による損害

○建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込みによる損害 等

<生産物事故>

○被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した飲食物・土産物等による損害

○生産物の損壊自体の賠償責任 等

<受託物事故> (旅館賠償責任保険のみ)

○保険契約者、被保険者、その法定代理人、もしくは使用人または被保険者と同居する親族が行いまたは加担した盗取・詐取による損害

○保険契約者、被保険者、その法定代理人、もしくは使用人または被保険者と同居する親族が私的目的で使用している間に生じた事故による損害

○建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込みによる損害

○預かった物が預け主に引き渡された後に発見された損壊による損害 等

●レジャー・サービス施設費用保険(被災者見舞金補償プラン)●

+ 傷害見舞費用追加担保特約条項
+ 傷害見舞費用修正特約条項
(入院・通院見舞費用不担保用)
災害広告費用不担保特約条項

登録体験民宿：ご希望により付帯できます
受入地域協議会(民泊)：付帯しています

日本国内において、民宿・民泊施設において保険期間中に火災、爆発、風水雪災や食中毒等の事故が発生したために、被保険者が事故への対応の為に支出した費用に対して保険金をお支払いします。

[保険金お支払い事例]

●火災発生により宿泊者が死亡。遺族に見舞金を出した。

保険金お支払い対象の事故

施設利用において、

- ① 火災、落雷、破裂または爆発、暴風等の風災、ひょう災、なだれ等の雪災または台風、暴風雨、豪雨等による洪水・土砂崩れ等の水災、対象施設の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊によって、対象施設内の建物・工作物等に損害が生じた場合
- ② ①および③に掲げる事由以外の対象施設内での急激かつ偶然な外来的事故
- ③ 施設内で製造、販売または提供した飲食物によって食中毒が発生した場合（所轄保健所長に届出があったものに限ります）
上記①、③における事故によって被保険者が事故発生日から1年以内に負担された被災者対応費用や被災者傷害見舞費用、および上記②の場合における被保険者が負担された傷害見舞費用に対して、保険金をお支払いいたします。

》お支払いの対象となる支出費用

※下記の費用に対して、被保険者が負担することが必要かつやむを得ないものと引受保険会社が認める部分について支払限度額を限度に保険金をお支払いいたします。なお、被保険者が負担した費用が実質的に損害賠償金である場合についてはこの補償プラン部分の補償対象とはなりません。

●被災者対応費用

施設の利用者が上記①・③に掲げる保険金支払い対象の事故によって傷害を被り、その結果死亡した場合または医師の治療を受けた場合に支出される次の費用

- 被災者の法定相続人または代理人が現地を訪問するための所定の費用（交通費、宿泊費等）
- 捜索救助費用（被災者を捜索、救助または移送する活動に要した費用）
- 役員、使用人を現地等へ派遣するための所定の費用（交通費、宿泊費等）
- 被災者側との所定の応対関係費用（応対施設借上げ費用等）
- 被保険者が被災者の葬儀を営むために要した葬儀費用
- 被保険者が要した通信費用（電話代等）
- 移転費用（死亡被災者の遺体輸送費用等）

●傷害見舞費用

施設の利用者が②に掲げる事故によって傷害（細菌性・ウイルス性食中毒は含まれません。）を被り、その結果死亡した場合または医師の治療を受けた場合に被災者または被災者の法定相続人に対して慣習として支払った次の見舞費用

- 死亡見舞費用
- 後遺障害見舞費用

●被災者傷害見舞費用

施設の利用者が①・③に掲げる事故によって傷害を被り、その結果死亡した場合または医師の治療を受けた場合、被災者または被災者の法定相続人に対して慣習として支払った次の費用

- 死亡見舞費用
- 後遺障害見舞費用
- 入院見舞費用保険金
- 通院見舞費用保険金

》保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者、保険金受取人またはこれらの者の法定代理人の故意、重大な過失

- 地震、噴火、津波

- 被災者の故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による、被災者自身に関する費用

- 被災者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒気帯び状態や、麻薬やシンナー等を使用した状態等で自動車、原動機付自転車を運転中等の事故による被災者自身に関する費用

- 被災者の脳疾患、疾病、心神喪失による被災者自身に関する費用

- 被災者の妊娠、出産、早産、流産または被災者に対する外科的手術その他の医療処置（外科的手術その他の医療処置による傷害が保険金が支払われる傷害の治療による場合を除きます）

- むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見がないもの 等

●補償（支払）限度額

（免責金額は0円です。）

補償内容（支払限度額）			登録体験民宿	受入地域協議会(民泊)
施設危険	対人賠償	1名につき 1事故につき	1億円 1億円	○ ○
	対物賠償	1事故につき	1000万円	
生産物危険	対人賠償	1名につき 1事故につき 保険期間中の支払限度額	1億円 1億円 1億円	○ ○
	対物賠償	1事故につき 保険期間中の支払限度額	200万円 200万円	
受託物危険	現金有価証券 その他貴重品	フロント保管のもの フロント保管 以外のもの	1名につき 1名につき 1事故につき	10万円 3万円 10万円
	その他の受託物	1事故につき	10万円	○ ×
受託物危険について、保険期間中支払限度額100万円です。				
被災者対応費用	1事故につき100万円×被災者数		○(※1)	○
傷害見舞費用	死亡(※2)	1名につき	50万円	○ ○ (※1)
	後遺障害(※3)	障害の程度に応じて 1名につき50万円×所定の保険金支払割合(100%～4%)を乗じた額		
被災者傷害見舞費用	死亡(※2)	1名につき	50万円	○ ○ (※1)
	後遺障害(※3)	障害の程度に応じて 1名につき50万円×所定の保険金支払割合(100%～4%)を乗じた額		
	入院(※4)	入院期間に応じて、1名につき10万円～2万円		
	通院(※5)	通院期間に応じて、1名につき5万円～1万円		

※1 登録体験民宿の場合は、オプション付帯となります。

※2 事故の日から180日以内に死亡した場合。なお、被災者について同一事故による傷害に対して既に支払った後遺障害見舞費用保険金がある場合は、50万円から既に支払った金額を控除した金額を限度とします。

※3 事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合。

※4 事故の日から180日以内に入院（自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。）した場合。入院期間中、新たに他の傷害を被ったとしても、重複しての入院見舞費用保険金のお支払いはできません。

※5 事故の日から180日以内に通院（病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。）した場合。事故の日から180日を経過した後の通院や入院期間中の通院は「通院日数」に含めません。また通院期間中、新たに他の傷害を被ったとしても、重複しての通院見舞費用保険金のお支払いはできません。

③ グリーン・ツーリズム参加者傷害保険（国内旅行傷害保険）

〈 グリーン・ツーリズム参加者傷害保険とは 〉

グリーン・ツーリズム参加者（保険の対象となる方）が急激かつ偶然な外来の事故によるケガや、他人の身体・財物に損害をあたえ、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

※補償内容については、P.8「保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合」をご確認ください。

〈 加入方式 〉

まちむら交流きこうを契約者とし、グリーンツーリズム体験行事に参加される方全員を保険の対象となる方とする包括契約です。契約内容変更に関する請求権、解約請求権等は原則として契約者が有します。加入者の年間（特約期間）の予定参加者（宿泊者＝保険の対象となる方）数にて算出された暫定保険料をお振りこみいただき、毎月の実参加者数を機構に報告いただくことにより、1年間宿舎に宿泊し体験活動に参加されるお客様を漏れなくすべて補償します。（特約期間終了後、報告いただいた実参加者数に基づく確定保険料と暫定保険料の差額を精算させて頂きます）ただし、特約期間の中途中で、毎月の報告に基づいて計算した額の合計（確定保険料の合計）が暫定保険料を超えたときは、追加暫定保険料をお支払いいただきます。

報告に誤りや漏れがありますと、保険金が支払われない場合がありますので、ご注意ください。

〈 お支払いとなる具体例 〉

〈 死亡・後遺障害・入院通院の傷害事故 〉

- 体験活動中に誤って農業用貯水池に落ちて死亡した
- 体験活動中誤ってカマで自分の指を切ってしまった
- 誤って旅館の階段から転落して打撲した
- 宿の火災で火傷をしてしまった
- スキーニューストア中、誤ってゴンドラから落ちてしまった 等



〈 賠償責任 〉

- 宿の備品を壊してしまった
- 斧で他の参加者にケガをさせてしまった
- 釣針で他の参加者の衣服を破ってしまった 等

● 保険金額

傷害死亡保険金額	300万円
傷害後遺障害保険金額	300万円 後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%（12万円～300万円）
傷害入院保険金（日額）	3,000円
傷害手術保険金	入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。
傷害通院保険金（日額）	1,500円
賠償責任保険金額	1事故あたり3,000万円限度（免責金額 0円）

● 保険料

保険期間	通常の体験活動（国内旅行傷害保険）				
	2日(1泊2日)まで	4日(3泊4日)まで	7日(6泊7日)まで	14日(13泊14日)まで	15日以上 (14泊15日～1ヶ月)まで
保険料 (1人あたり)	207円	248円	289円	403円	658円

〉毎月のご対応

②グリーン・ツーリズム参加者傷害保険の加入者は、補償開始後、用紙②にて毎月の参加者を翌月15日までに機構宛にFAXする。
参加者が0人の場合も通知する。
※用紙はコピーにて対応願います。

【締切スケジュール】

翌月15日まで

登録体験民宿
受入地域協議会（民泊）

用紙②「②用参加者通知書」を
機構宛にFAXする。

翌月20日まで

一般財団法人
都市農山漁村交流活性化機構

未報告の登録体験民宿・受入地域協議会
(民泊)へ提出督促を実施。

全加入者の毎月の参加者を集計する。

〉特約期間終了後のご対応

『特約期間終了後の2021年12月分の通知をもって確定した年間保険料』と『特約期間のはじめに頂いた暫定保険料』の差額を精算する。

●用紙②「②用参加者通知書」●

FAX: 03-6226-5211		用紙②
登録体験民宿 受入地域協議会（民泊）		
未報告の登録体験民宿・受入地域協議会 (民泊)へ提出督促を実施。		
一般財団法人 都市農山漁村交流活性化機構		全加入者の毎月の参加者を集計する。
月分 参加者一覧		
月分 参加者合計： 人 / 合計保険料： 円		
+ご参考：保険料表		
2020年10月度 2020年11月度 2020年12月度 2021年1月度 2021年2月度		
207円 248円 289円 403円 658円		

●保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合（国内旅行傷害保険）

ケガを被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガの程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
傷 害	死 保 険 金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）。	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ①既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額となります。
	後遺障害 保 険 金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*1が生じた場合。 *1 治療*2の効果が医学上期待できない状態であって、保険の対象となる方の身体に残された症状が将来においても回復できない機能的重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。	後遺障害*1の程度に応じ、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%の割合を乗じた額をお支払いします。 ①保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	入 保 院 金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、入院*3された場合。	入院保険金日額に入院*3した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ①事故の発生の日からその日を含めて180日（支払対象日数）を経過した後の入院*3に対しては、入院保険金はお支払いできません。 ②支払対象となる「入院日数」は、180日（支払限度日数）を限度とします。 ③入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては入院保険金を支払いません。
	手 保 険 金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、その治療*2を直接の目的として手術*4を受けられた場合。 *4 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ※傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 ②先進医療*5に該当する所定の手術 *5 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。	入院保険金日額に次の倍率を乗じた額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術*4 10倍 ② 上記以外の手術*4 5倍 ③ 1事故に基づくケガに対して上記①②の両方の手術*4を受けた場合には、10倍となります。 ④ 1事故に基づくケガについて、1回の手術*4に限りります。
	通 保 院 金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、通院*6された場合。 *6 病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療*2を受けることをいいます。ただし、治療*2を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。 *7 ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBプレースおよび三内式シーネをいいます。	通院保険金日額に通院*6した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ①事故の発生の日からその日を含めて180日（支払対象日数）を経過した後の通院*6に対しては、通院保険金はお支払いできません。 ②支払対象となる「通院日数」は、90日（支払限度日数）を限度とします。 ③通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギブス等*7を當時装着した日数について、「通院した日数」に含みます。 ④入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。 ⑤通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払原因となるケガを被った場合においても、重複しては通院保険金を支払いません。
	賠 償 責 任 保 険 金	日本国内旅行中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物（宿泊施設の客室・客室内動産（客室外におけるセーフティボックスおよび客室のキーを含みます。）を壊したりして損害を与える、法律上の損害賠償責任を負った場合。	損害賠償金の額をお支払いします。 ①1回の事故について、賠償責任保険金額を限度とします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、緊急措置に要した費用等をお支払いすることができます。 ②国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ③東京海上日動の直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合、相手方へ損害賠償請求を行う場合等には、東京海上日動は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ④損害賠償責任の全部または一部を承認するときは、あらかじめ弊社にご相談ください。 ⑤他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。

*2 保険の対象となる方以外の医師が必要であると認め、保険の対象となる方以外の医師が行う治療をいいます。

*3 自宅等での治療*2が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

*9 6親等内の血族、配偶者*10または3親等内の姻族をいいます。

*10 婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。）。

(1) 婚姻意思*11を有すること (2) 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*11 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます（婚約とは異なります。）。

上記「傷害」におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。なお、急激性、偶然性、外来性いずれかまたはすべてを欠くケガについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。（たとえば職業病、テニス肩等）。

「日本国内旅行中」とは日本国内において、旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行行程中」をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

- ご契約者、保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ
- けんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ
- 無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ
- 脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ
- 妊娠、出産、早産、流産によるケガ
- 外科的手術その他の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によるケガ
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によるケガ*8
- 核燃料物質の有害な特性等によるケガ
- ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ
- 自動車等の乗用具による競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ
- むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの

等
*8 「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガはお支払いの対象となります。

④ 体験指導者賠償責任保険（施設賠償責任保険）

加入対象者（被保険者：補償を受けることができる方）

まちむら交流きこうの登録民宿の経営者又は従業員または
体験指導者、子ども農山漁村交流プロジェクト受入地域協議会員

④ 体験指導者賠償責任保険

体験活動中の指導ミスや行事運営等の体験インストラクター業務の遂行に起因して生じた対人・対物事故（他人の身体障害・財物損壊）が日本国内において保険期間中に発生し、被保険者である体験指導者の皆様が体験活動参加者などの第三者に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。



④ お支払いとなる具体例

- 体験活動中、指導上のミスが原因で参加者を死亡させた
- 体験活動資材を運搬中、誤って落させ第三者にケガをさせた
- 体験活動で使用中の組み立てテントが倒れ、参加者にケガをさせた
- 体験活動中、運営ミスにより誤って民家の扉に傷をつけた 等

④ お支払いする保険金の種類およびお支払い方法

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。

- ①法律上の損害賠償金…法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金
- ②争訟費用……………損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が支出した弁護士費用、訴訟費用等
- ③緊急措置費用……………被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
- ④損害防止軽減費用……………被保険者が他人から損害賠償を受けることができる権利の保全・行使手続きまたはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために支出した必要・有益な費用
- ⑤協力費用……………引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たるため被保険者に協力を求めた場合において、被保険者が引受保険会社に協力するために支出した費用

(注1) 上記①②④については、支出前に引受保険会社の同意が必要となりますのでご注意ください。

保険金のお支払い方法は次のとおりです。

- ・上記①の法律上の損害賠償金については、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
- ・上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります(支払限度額は適用されません。)。ただし、上記②の争訟費用については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の①の損害賠償金に対する割合によって削減して保険金をお支払いします。

④ 保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者・被保険者の故意
- 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- 被保険者の使用人が業務に従事中に被った身体の障害
- 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
- 施設の修理、改造等の工事に起因する損害
- 販売した商品、飲食物が原因となって食中毒その他の事故を起こした場合の損害
- 仕事の終了または引き渡しの後、その仕事に欠陥があったために生じた事故による損害
- 汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出・放出（ただし、突発的な事故を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、引受保険会社に通知されたものは、お支払いの対象となります。）または廃棄物の不法投棄・不適正な処理
- 石綿（アスベスト）、石綿の代替物質（それらを含む製品を含みます。）の発がん性その他の有害な特性
- 核燃料物質・核原料物質・放射性元素・放射性同位元素等による有害な特性またはその作用（放射能汚染、放射線障害を含みます。）（ただし、医学・産業用の放射性同位元素の使用・貯蔵・運搬による損害であり、法令違反がなかった場合は、お支払いの対象となります。）
- 次に掲げるものの所有、使用または管理：
 - ・自動車、原動機付自転車または航空機
 - ・施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます）または動物

等

●支払限度額・保険料

免責金額は0円です。

体験指導者賠償責任保険	支払限度額		保険料
	対人賠償	1名につき 1事故につき	
	対物賠償	1億円 3億円	1,300円
		1,000万円	(1人あたり)

ご注意事項 賠償責任保険にご加入いただく皆様へ

1 商品の仕組み

賠償責任保険は、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする保険です。

(1) 保険契約の構成

対象とする仕事、生産物、施設などの種類に対応する特別約款および特約条項が「賠償責任保険普通保険約款」にセットされることによって一つの保険契約を構成します。

(例) 生産物賠償責任保険の場合：賠償責任保険普通保険約款+生産物特別約款+各種特約条項

(2) 示談交渉サービスはありません。

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、お客様（被保険者）ご自身が、引受保険会社担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、ご承知置きください。また、引受保険会社の承認を得ずにお客様（被保険者）側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

2 基本となる補償、お支払いする保険金等

●もし事故が起きたときは

(賠償責任保険)

保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることができますのでご注意ください。

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。

(レジャー・サービス施設費用保険)

事故の発生を知った場合は、事故発生日から30日以内に、事故発生の状況、その他の必要事項について書面で取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。引受保険会社が説明を求めたときはこれに応じ、身体の診察または死体の検査を求めたときはこれに協力しなければなりません。

ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることができますのでご注意ください。保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

●ご加入者と被保険者が異なる場合

ご加入者と被保険者（補償を受けることができる方）が異なる場合は、本内容を被保険者にご説明ください。

●加入者証が届くまでの間パンフレット等に加入内容を記録し保管して下さい。ご加入後、1ヶ月経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社に照会ください。加入者証が届きましたら加入内容が正しからご確認くださいようお願いします。

●ご加入にあたってのご注意

〈告知義務〉

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合はご加入を解除することができます。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください（取扱代理店には、告知受領権があります）。

〈通知義務〉

（施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険）

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

（旅館賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険）

ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項（告知事項かつ通知事項）に内容の変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご加入を解除することができます。

●ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

(1) ご契約時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご契約を取り消すことができます。

(2) ご契約時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご契約は無効になります。

(3) 以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

○ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合

○ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

○この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

〈保険金請求の際のご注意（賠償責任保険）〉

賠償責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に対するものを除きます）。について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。このため、引受保険会社が保険金をお支払できるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

①被保険者が被害者に対してすでに損害賠償としての弁済を行っている場合

②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合

③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

●示談交渉サービスは行いません。（賠償責任保険）

この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがいまして、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、ご加入者（被保険者）ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますのであらかじめご承知おきください。なお、引受保険会社の同意を得ないので、ご加入者側で示談をなさった場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。

●賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ保険会社の同意が必要となります。

●補償の重複に関するご注意

(1) 補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することができます。

(2) 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますか、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額等をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

●<他の保険契約等がある場合>

（賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険）

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

●保険会社破綻時の取扱い等

○引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

○なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人*）またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

*保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

*外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

●その他契約締結に関するご注意事項

○代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接締結されたものとなります。

～個人情報の取扱いに関するご案内～

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受けの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受け会社等に提供すること

⑤賃貸、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥更新契約に係る保険引受けの判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）をご参照ください。

この保険は「まちむら交流きこう」を保険契約者とし、まちむら交流きこうの登録（認定）者、体験行事参加者等を加入者（記名被保険者）とする旅館賠償責任保険、施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険、国内旅行傷害保険の団体契約・包括契約です。このご案内は、各保険および特約条項の内容についてご紹介したものです。契約内容変更に関する請求権、保険証券の請求権、保険契約の解約権等は原則としてまちむら交流きこうが有します。なお、この保険の詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款および付帯されている特約条項によります。保険約款内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。また、旅館賠償責任保険、施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険、国内旅行傷害保険の内容について、保険金のお支払条件その他ご不明の点がありましたら取扱代理店または保険会社におたずねください。ご加入を申し込まれる方と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は、このパンフレット内容を全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等は公務第一部公務第二課にて承ります。

※携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用になれます。

東京海上日動安心110番（事故受付センター）

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも「東京海上日動安心110番」へ

※携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用になれます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

（<https://www.sonpo.or.jp/>）

保険に関するご意見・ご相談等

TEL 03-3515-4124

受付時間：平日 午前9時～午後5時



事故は119番～110番

0120-119-110

受付時間：24時間365日



0570-022808

通話料
有料

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時

（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

国内旅行傷害保険にご加入いただく皆様へ 国内旅行傷害保険 重要事項説明書

本説明書は「国内旅行傷害保険」の重要事項説明書です。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご契約者*1と保険の対象となる方が異なる場合は、本内容をご契約者から保険の対象となる方全員にご説明ください。

※申込書等への署名等は、重要事項説明書の愛領印を兼ねています。

※ご契約・ご加入方法によってはお選びいただけない特約等があります。

※本説明書はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は「国内旅行傷害保険ご契約のしおり」をご参照ください。

※ご契約のしおりの内容については、東京海上日動のホームページにてご参照いただけます。

[マークのご説明]



保険商品の内容を
ご理解いただくための事項



ご契約に際してご契約者にとって不利益になる
事項等、特にご注意いただきたい事項

本説明書で用いる用語の解説

ご契約者	保険契約の当事者（保険料を払い込みいただく方）であり、保険契約上の様々な権利を有し、義務を負います。保険約款には、「保険契約者」と記載されています。
特約	普通保険約款にセットし、普通保険約款の内容を一部変更するものです。なお、特約だけで契約することはできません。
解約	ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。包括契約に関する特約をセットした契約については、ご契約者より解約に必要な手続きをとっていただきます。
解除	弊社からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。

I 契約締結前におけるご確認事項



1 国内旅行傷害保険の仕組み

国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。

※国内旅行傷害保険とは、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約をセットしたものをおいいます。

基本となる補償、ご契約者のお申出により任意にご契約いただける特約等は以下のとおりです。

基本となる補償	その他の特約（オプション）		
ケガに関する補償			
死亡保険金	賠償責任危険担保特約	自動セット	国内旅行傷害保険特約
入院保険金	一部修正特約	自動セット	賠償事故解決に関する特約*2
手術保険金			
後遺障害保険金			
通院保険金			

* 1 包括契約に関する特約をセットされた場合、本説明書においては「加入者」と読み替えます。

2 基本となる補償および保険金額等の引受条件等

①基本となる補償



●保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は下表のとおりです。詳細は、「ご契約のしおり（約款）」をご参照ください。

※ケガを被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガの程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

※ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。） ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。	・ご契約者・保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ・保険の対象となる方の自殺行為・犯罪行為・闘争行為によるケガ ・無免許運転・酒気帯び運転・麻薬等を使用しての運転中に生じたケガ ・脳疾患・疾病・心神喪失を原因とするケガ ・妊娠・出産・早産・流産を原因とするケガ ・地震・噴火またはこれらによる津波によるケガ ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によるケガ*3
後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶（後遺障害の程度に応じて）死亡・後遺障害保険金額に4%～100%の割合を乗じた額をお支払いします。 ※保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	医師の治療を必要とし、入院された場合 ▶入院保険金額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中にさらに入院保険金の支払対象となるケガをされた場合においても、重複しては入院保険金を支払いません。	

手術保険金	<p>治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*4 または先進医療*5 に該当する所定の手術を受けられた場合</p> <p>▶ 入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の発生の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。*6</p>	<ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質の有害な特性等によるケガ ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ むちうち症や腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの等 <p>*3 戰争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガはお支払いの対象となります。</p>
通院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合</p> <p>▶ 通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。</p> <p>※ 入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中にさらに通院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては通院保険金を支払いません。</p> <p>※ 通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギブス等*7 を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。</p>	

*4 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*5 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動します。）。

*6 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。

*7 ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTB キャスト、PTB ブレースおよび三内式シーネをいいます。

②主な特約の概要



賠償責任危険担保特約	<p>国内旅行中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <p>▶ 損害賠償金の額をお支払いします。</p> <p>※ 1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。</p> <p>※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。</p> <p>※ 国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※ 東京海上日動の直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合、相手方へ損害賠償請求を行う場合等には、東京海上日動は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p>
------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

③補償の重複に関するご注意



● 賠償責任危険担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*8 を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

● 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。*9

*8 国内旅行傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。

*9 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

④保険金額等の引受条件



● 各保険金額・日額とも引受けの限度額があります。死亡・後遺障害保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。特に保険の対象となる方が始期日時点で満15歳未満の場合や、ご契約内容に対する保険の対象となる方の同意がない場合にはご注意ください。

● 実際にお客様がご加入される保険金額・日額については、申込書等をご確認ください。

⑤保険期間および補償の開始・終了時期



● 保険期間：旅行期間にあわせて、最長1ヶ月までの間で設定してください。

● この保険では、旅行期間とは国内旅行のために住居を出発してから住居に帰るまでの間をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室をいいます。

● 実際にお客様がご加入される保険期間については、申込書等をご確認ください。

● 補償の開始時期：保険期間（保険のご契約期間）の初日の午前0時*10

● 補償の終了時期：保険期間（保険のご契約期間）の末日の午後12時。ただし、保険期間の途中であっても、住居にお帰りになった時に補償は終了します。

*10 保険期間が始まった後であっても、ご契約の代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故による損害等に対しては、保険金をお支払いできません。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料の決定の仕組み



保険料は保険金額、保険期間、旅行中に行う運動等により決定されます。実際にお客様に払い込みいただく保険料については、申込書等をご確認ください。

②保険料の払込方法



保険料の払込方法は、ご加入と同時に全額を払い込む「一時払」となります。なお、包括契約に関する特約をセットしたご契約については、保険料の払込方法等が一般のご契約とは異なりますので、詳細については、代理店または弊社までお問い合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II 契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務



申込書等に★のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（弊社の代理店には、告知受領権があります）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

★：告知事項

- 旅行行程中にお仕事に従事する場合には、その内容
- 他の保険契約等＊1を締結されている場合には、その内容（同時に申し込む契約を含みます）

* 1 この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

2 クーリングオフ（クーリングオフ説明書）



国内旅行傷害保険は、保険期間が1年を超える契約はできませんので、クーリングオフの対象外となります。

3 死亡保険金受取人



●死亡保険金は原則として法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください。同意のないままにご加入された場合、保険契約は無効となります。

●企業等がご契約者＊2および死亡保険金受取人となり、従業員等を保険の対象となる方とするご契約については、保険の対象となる方のご家族等に対し、保険への加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

* 2 包括契約に関する特約をセットされた場合、本説明書においては「加入者」と読み替えます。

III 契約締結後におけるご注意事項

1 ご連絡いただきたい事項

ご契約者の住所等を変更した場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

2 解約されるとき



ご加入いただく保険を解約される場合は、ご契約の代理店または弊社にご連絡いただき、書面でのお手続きが必要です。

●包括契約に関する特約をセットした契約については、ご加入者よりご契約者へご連絡いただき、ご契約者より必要な手続きをとっていただきます。

●契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還させていただくことがあります。

●返還される保険料があっても、多くの場合、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となりますので、旅行期間終了までご契約はぜひ継続されることをご検討ください。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。詳細については、代理店または弊社までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

IV その他ご留意いただきたいこと

①個人情報の取扱い



●弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、弊社ホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）をご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

②ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

●ご契約者以外の方を保険の対象となる方とするご契約で、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合について、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合には、ご契約は無効になります。

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご契約を解除することができます。

●その他、約款に基づき、ご契約が取消し・無効・解除となる場合があります。

③保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%*1まで補償されます。

* 1 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

④その他契約締結に関するご注意事項



- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帶することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- 申込書等を代理店または弊社に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または弊社に到着しなかった場合は、後日お申込み手続きの経緯を確認させていただくことがあります。
- クレジットカード会社や金融機関等が契約者となり、その会員や預金者等を保険の対象となる方とする保険契約について、クレジットカードや預金口座の解約等を行った場合には、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

⑤事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、30日以内にご契約の代理店または弊社までご連絡ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - 交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
 - 住民票、戸籍謄本等の保険の対象となる方または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
 - 弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明するレントゲン・MRI等の書類または証拠、保険の対象となる方以外の医師の診断書・領収書および診療報酬明細書等
 - 領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
 - 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠
- 保険の対象となる方に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方の代理人がいない場合は、保険の対象となる方の配偶者*2または3親等内のご親族*3（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

* 2 法律上の配偶者に限ります。

* 3 法律上の親族に限ります。

ご契約内容確認事項（意向把握・確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様のご希望に沿った内容であること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、代理店または弊社までお問い合わせください。

①本保険商品は、国内旅行中のケガ等を補償する保険です。お客様のご意向に合致していることをご確認ください。

②パンフレット・申込書等でご案内しております補償内容等をよくご確認ください。

③ご加入される保険が以下の点でお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、代理店または弊社までお申し出ください。

- 保険をお支払いする主な場合*
- 保険期間（保険のご契約期間。最長1か月までの間で旅行期間に合わせて設定してください。）*
- 保険金額（ご契約金額）*
- 保険料*

④申込書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがあった場合は申込書等の訂正が必要となりますので、代理店または弊社までお申し出ください。

- 申込書等の「他の保険契約等の有無」欄は正しく告知いただいているですか？

⑤重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容についてご確認いただけましたか？

お客様にとって不利益となる情報や、「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務」等が記載されていますので必ずご確認ください。

* 詳細については重要事項説明書、パンフレット等をご確認ください。また、実際のお客様のご契約内容については申込書等をご確認ください。

この保険はまちむら交流きこうを保険契約者とし、まちむら交流きこうの登録（認定）者、体験行事参加者等を加入者（記名被保険者）とする旅館賠償責任保険、施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険、国内旅行傷害保険の団体契約・包括契約です。このご案内は、各保険および特約条項の内容についてご紹介したもので、ご加入にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。契約内容変更に関する請求権、保険証券の請求権、保険契約の解約権等は原則としてまちむら交流きこうが有します。なお、この保険の詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款および付帯されている特約条項によります。保険約款内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。また、旅館賠償責任保険、施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険、国内旅行傷害保険の内容について、保険金のお支払条件その他ご不明の点がありましたら取扱代理店または保険会社におたずねください。ご加入を申し込みされる方と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は、このパンフレット内容を全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。